

平成24年度宮城県中小企業融資制度のご案内

平成24年4月2日現在

環境配慮型経営や子育て支援等を行っている中小企業者等は、下表の利率からマイナス0.1%で利用できます。
(一部資金を除く)

※ 子育て支援等を行っている中小企業者等とは、宮城県実施の①「子育てにやさしい企業表彰」又は②「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰」を受賞した中小企業者等です。

資金名		融資対象者	融資限度額	利率 (固定)	償還期間(据置)	担保 保証人	信用保証	取扱 金融機関
中小企業 経営安定資金	一般枠	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円 (流動資産担保活用資金と合算して8,000万円以内)	1年以内 2.00% 1年超 2.40%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付	※ 県内に本店支店のある下記の金融機関 ■七十七銀行、北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行 ■仙台銀行、きらやか銀行、北日本銀行、福島銀行 ■杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、一関信用金庫、あぶくま信用金庫 ■石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合、五城信用組合、ウリ信用組合、あすか信用組合 ■みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行 ■商工組合中央金庫 ■足利銀行郡山支店
	経営改善 対策枠	資金繰り円滑化借換保証制度を適用して、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等					信用保証付	
	流動資産担保 活用資金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円 (一般資金と合算して8,000万円以内)	1.95%	運転 1年以内 (棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	担保 売掛債権又は棚卸資産 保証人 法人代表者 以外不要		
	経営緊急 支援資金	一般枠 経済的環境の変化により一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者等(商工会議所、商工会又は商工会連合会の推薦)	一企業等 5,000万円	2.10%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付	
	倒産防止 枠	負債総額1,000万円以上の倒産企業に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産企業との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円 (セーフティネット資金及び漁業不振関連対策枠と合算して8,000万円以内)		運転 10年以内 (2年以内)			
	漁業不振 関連対策 枠	負債総額1,000万円以上の倒産漁業者等に対し50万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産漁業者等との取引額が全取引額の20%以上を占めている中小企業者等(知事の認定)	一企業等 8,000万円 (セーフティネット資金及び倒産防止枠と合算して8,000万円以内)					
セーフティ ネット 資金	一般枠	中小企業信用保険法第2条第4項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円 (経営緊急支援資金(倒産防止枠)及び経営緊急支援資金(漁業不振関連対策枠)と合算して8,000万円以内)	第1号~第6号該当 2.05% 第7号、第8号該当 2.10%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)		信用保証付	
	経営改善 対策枠	中小企業信用保険法第2条第4項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を資金繰り円滑化借換保証制度を適用して行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれる中小企業者等						
みやぎ中小 企業復興特別 資金	一般枠	東日本大震災により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの(市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの) ②事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したものの(市町村長の認定を受けたもの)	一企業等 8,000万円	1.50%	運転 15年以内 (3年以内) 設備 15年以内 (3年以内)			

※セーフティネット資金の正式名称は「経営環境変化対策資金」です。

資金名		融資対象者	融資限度額	利率 (固定)	償還期間(据置)	担保 保証人	信用保証	取扱 金融機関
中小企業経営安定資金	災害復旧対策資金	一般枠 知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの(市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの) ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの(知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの)	一企業等 5,000万円	2.10%以内 災害関係保証適用の場合は2.05%以内	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証 付	※に同じ
	富県宮城産業振興資金	立地サポート枠 新たに本県に立地しようとする中小企業者に対して実施される企業立地奨励金の交付を受けた日以降2年を経過していないもの、又は宮城県企業立地資金の融資を受けた日以降3年を経過していないもの(知事の認定)	一企業等 8,000万円	2.00%	運転 10年以内 (2年以内)	担保 不要 保証人 法人代表者 以外不要		
中小企業産業振興資金	チャレンジ枠 ①自動車産業、高度電子機械産業に関連する事業、並びに食品製造業関連産業又は木材関連産業に属する事業を引き続き1年以上営むもので、既存事業の取引拡大を図るもの(知事の認定) ②上記①に該当しない事業を引き続き1年以上営むもので、新たに①に該当する事業への参入を図るもの、又は参入して1年を経過していないもの(知事の認定)	一企業等 1億円 (うち運転資金 3,000万円)	運転 5年以内 (1年以内) 設備 12年以内 (2年以内)		担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要			
	新技術・新製品事業化資金	特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るため資金を必要とする中小企業者等(知事の認定)	一企業 8,000万円 (うち運転資金 4,000万円)		運転 7年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)			
	地場産業振興資金	知事の指定する地場産業振興業種に属する事業を営み新製品・新技術の開発、需要の開拓、原材料の確保、人材育成などの経営の合理化・近代化を図る企業(市町村長の推薦)	一企業等 3,000万円	2.10%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)			
	創業育成資金	①事業を営んでいない個人が創業する場合等で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ②事業を営んでいない個人が創業した場合等で、事業を開始した日又は会社を設立した日以後3年を経過していないもの	一企業等 1,500万円 (融資金額が 1,000万円超 の場合は、 自己資金額 を融資限度 額とする)	2.05%	運転 10年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 不要 保証人 法人代表者 以外不要		
	新分野進出資金	日本標準産業分類の小分類の異なる業種に従業員の雇用調整をせずに進出しようとする中小企業者等で、次の要件を満たすもの(知事の認定) ①直近決算において債務超過でないこと ②1年以内に経営形態の変更及び増資をしていないこと ③新事業分野に進出し経営の再構築を図るための事業計画を策定していること ④県による中小企業診断で新分野進出計画の有効性が認められること	一企業 8,000万円 (うち運転資金 3,000万円)	2.10%	運転 7年以内 (2年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	担保 必要 (融資金額 2,000万円 以下の場合 無担保) 保証人 法人代表者 以外不要		
	地域資源活用資金	中小企業地域資源活用促進法による地域産業資源活用事業計画の認定、並びに農工商等連携促進法による農工商等連携事業計画又は農工商等連携支援事業計画の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	2.00%		担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要		

資金名	融資対象者	融資限度額	利率 (固定)	償還期間(据置)	担保 保証人	信用保証	取扱 金融機関
環境安全管理対策資金	①公害防止のための施設整備及び移転を行う企業、地盤沈下による被害の復旧、修理を行う企業、地球環境の保全対策を行う企業、低公害車・ディーゼル微粒子除去装置の導入を行う企業、土壌汚染対策法による汚染の除去等を行う中小企業者等(知事の認定) ②ISO14001, ISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等	①一企業 5,000万円 ②一企業 5,000万円 (うち運転資金 1,000万円)	①2.30% ②2.10%	①設備 7年以内 (1年以内) 土地等 10年以内 (1年以内) ②運転 7年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 土地等 10年以内 (1年以内)	担保 金融機関又は保証協会 所定 保証人 法人代表者 以外不要	原則信用 保証付	※に同じ
小口事業資金	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者 ※取扱金融機関に直接申込み可能です。 商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 運転・設備合 わせて 1,250万円	1年以内 1.95% 1年超 2.35% セーフティ ネット 7号, 8 号認定の 場合 2.05%	運転 7年以内 (6か月以内) 設備 7年以内 (6か月以内)	担保 原則不要 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証 付	
商店街共同施設整備促進資金	商店街のアーケード、街路灯、公園等のインフラ整備を促進し、商店街の活性化を図るために資金を必要とする商店街振興組合、商店会等(商店街施設整備支援事業又は商店街情報化支援事業により補助金の交付を受けた者に限る)	一組合・団体 4,500万円 (自己負担額 の90%以内)	2.25%	設備 10年以内 (2年以内)	取扱金融機 関所定	—	■七十七銀行、仙台銀行の本店及び県内にある支店
中小企業団体中央会組織金融	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体及び商店街振興組合法第2条の商店街振興組合で中央会の会員である組合	一組合 運転・設備合 わせて 5億円	1年以内 1.875% 1年超 2.30%	運転・設備ともに 7年以内	担保 必要に応じて 保証人 役員	—	■商工組合中央金庫仙台支店

宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧 (単位: %)

資金名	保証料率											
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
経営安定資金	一般資金	一般枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
		経営改善対策枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営緊急支援資金	一般枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
		倒産防止枠	0.70							0.60	0.45	
		漁業不振関連対策枠	0.70							0.60	0.45	
	経営環境変化対策資金 (セーフティネット資金)	1号~6号	0.70									
		7号, 8号	0.67									
		流動資産担保活用資金	0.56									
		災害復旧対策資金	災害関係保証の場合	0.70								
			セーフティネット保証5号の場合	0.70								
みやぎ中小企業復興特別資金		0.50										
産業振興資金		富県宮城資金	立地サポート枠	0.00								
	チャレンジ枠		1.39	1.25	1.15	1.05	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25	
	新技術・新製品事業化資金	経営革新関連保証の場合※	0.67									
		地域資源活用資金※	0.67 (農商工等連携支援事業は1.00)									
	創業者育成資金	新分野進出資金	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	
		地域資源活用資金※	0.67 (農商工等連携支援事業は1.00)									
環境安全管理対策資金		0.60										
小口事業資金	公害防止保証の場合※	0.60										
	特別小口保証の場合	0.62										
	セーフティネット保証7号, 8号の場合	0.70										

「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している場合に0.10%、有担保で利用の場合に0.10% (セーフティネット資金、流動資産担保活用資金、富県宮城資金(立地サポート枠)、創業者育成資金等を除く。)、各種認証を取得している場合に0.01%を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。ただし、上表中、欄に「※」印のあるものについては、適用される信用保険の種類によっては、記載と異なる保証料率が適用される場合があります。

○ 共通事項

事項別	留意事項															
融資対象者	(1) 中小企業者 ① 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げるもの （②に定める業種を除き資本金・従業員のどちらかを満たしていればよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金又は出資金	従業員	小売業	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
	業種	資本金又は出資金	従業員													
	小売業	5,000万円以下	50人以下													
	サービス業	5,000万円以下	100人以下													
	卸売業	1億円以下	100人以下													
	その他の業種	3億円以下	300人以下													
	② 法第2条第1項第1号の2に掲げるもの（資本金・従業員のどちらかを満たせばよい。）															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金又は出資金</th> <th>従業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金又は出資金	従業員	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	業種	資本金又は出資金	従業員													
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下														
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下														
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下														
旅館業	5,000万円以下	200人以下														
③ 法第2条第1項第3号に掲げるもの：医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの ただし、会社、組合、医業を主たる事業とする法人以外の法人、例えば、宗教法人、学校法人、民法上の公益法人、NPO等は中小企業者に該当しない。																
(2) 協同組合等：法第2条第1項第2号、第2号の2及び第4号から第7号までに掲げるもの																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第2条第1項</th> <th>組合の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2号</td> <td>中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第2号の2</td> <td>協業組合</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>商工組合、商工組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第4号の2</td> <td>商店街振興組合、商店街振興組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>内航海運組合、内航海運組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	法第2条第1項	組合の種類	第2号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	第2号の2	協業組合	第4号	商工組合、商工組合連合会	第4号の2	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	第5号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	第6号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	第7号	内航海運組合、内航海運組合連合会
法第2条第1項	組合の種類															
第2号	中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会															
第2号の2	協業組合															
第4号	商工組合、商工組合連合会															
第4号の2	商店街振興組合、商店街振興組合連合会															
第5号	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会															
第6号	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会															
第7号	内航海運組合、内航海運組合連合会															
(3) 小規模企業者：法第2条第2項各号に掲げる、従業員20人（商業・サービス業5人）以下の事業者等																
(4) 次に掲げるものは、原則として融資対象外とする。 ①信用保証協会より代位弁済を受け、求償債務が残存しているもの、②手形の不渡り事故をおこし銀行取引停止処分を受けているもの、③休眠会社・休眠組合、④破産、民事再生手続開始、会社整理開始及び会社更生手続開始申立中のもの																
事業歴等	県内に事業所・事務所・店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者及び協同組合等（創業育成資金等を除く）															

○セーフティネット保証制度（参考）

この制度は、取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

・中小企業信用保険法第2条第4項

1号：連鎖倒産防止	6号：取引金融機関の破綻
2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
3号：突発的災害（事故等）	8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡
4号：突発的災害（自然災害等）	
5号：業況の悪化している業種（全国的）	

・対象となる中小企業者

取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

・手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等があれば添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、融資を申し込むことが必要です。

○責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者を支援する制度です。原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

※責任共有制度対象外の資金

- ・セーフティネット資金
- ・みやぎ中小企業復興特別資金
- ・災害復旧対策資金
- ・創業育成資金
- ・地域資源活用資金
- ・小口事業資金（保証により一部責任共有制度の対象となる場合もあります。）

<お問い合わせ先> 宮城県経済商工観光部商工経営支援課商工金融第一班 電話：022（211）2744